規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	五四四、八〇四
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一一四、五七九
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	三、四三二
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	八三、八〇四
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	四二、三五四
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	八三、三〇〇
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一五二、一六四
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一四二、七〇〇

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	五五八、二七六
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	九五、二〇八
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	三、九六六
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	八五、二九九
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	四一、〇九五
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	七〇、三九六
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一四〇、五八八
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一四二、五六九

○海上保安庁告示第十一号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、係留施設の使用に関する私設信号（平成七年海上保安庁告示第三十四号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表 (1)～(4)　(略) 1　(略) (削る)	別表 (1)～(4)　(略) 1　(略) 2　和歌山下津港

指示		応答信号	備考
信号	信文		
指・D・2	日本製鉄ＬＰＧ専用桟橋に係留せよ。 日本製鉄係船岸壁Ａに係留せよ。	回・D・2 2代・A	指示信号は、日本製鉄関西製鉄所和歌山地区の係留施設に係留する船舶に対し、和歌山北港日本製鉄信号所において発するもの
係・A			